

令和3年度

第1回朝霞市男女平等推進審議会会議録

令和3年6月17日（木）

総務部 人権庶務課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第1回朝霞市男女平等推進審議会	
開 催 日 時	令和3年6月17日（木） 午後2時00分から 午後3時55分まで	
開 催 場 所	中央公民館・コミュニティセンター1階 展示ギャラリー	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後1か月の保存期間
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 なし	

令和3年度第1回

朝霞市男女平等推進審議会

令和3年6月17日(木)

午後2時00分から

午後3時55分まで

中央公民館・コミュニティセンター1階展示ギャラリー

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和2年度男女平等推進事業報告について
- (2) 令和2年度男女平等推進事業評価(案)について
- (3) 第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画(案)について
- (4) 各種リーフレットについて

3 そ の 他

4 閉 会

出席委員(9人)

栗山会長、金子副会長、小島委員、星名委員、磯山委員、
上木委員、坂本委員、久慈委員、土佐委員

欠席委員(4人)

内山委員、西澤委員、嶋田委員、岩谷委員

事務局(4人)

奥田人権庶務課長、竹本所長、三井主査、佐々木主任

資料一覧

- ・ 令和3年度第1回朝霞市男女平等推進審議会次第
- ・ 資料1 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿
- ・ 資料2 令和2年度相談事業実績
- ・ 資料3 令和2年度男女平等推進事業評価(案)
- ・ 資料4 第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画(案)

- ・男女平等推進情報「そよかぜ」No. 45、No. 46
- ・各種リーフレット
(性犯罪・性暴力にあわないために、防災防犯マニュアルカード(3種類))
- ・閲覧用 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 開会

- ・ 人事異動による委員変更及び事務局職員の紹介
- ・ 配付資料の確認

○栗山議長

傍聴者の確認

○事務局

傍聴者なし

◎ 議事1 令和2年度男女平等推進事業報告について

○栗山議長

それでは、議事1「令和2年度男女平等推進事業報告」について説明をお願いします。

○事務局（佐々木）

議事1「令和2年度男女平等推進事業報告」について、女性センターで実施している相談事業から報告します。資料2をご覧ください。こちらの資料は、令和2年度に女性センターで受けた「女性総合相談」及び「DV相談」の相談実績となります。女性総合相談ですが、こちらは毎週木曜日に専門の女性相談員による女性のための相談です。相談内容件数は71件、実人数31人、相談人数63人となります。相談内容としては、夫婦関係20件、経済・生活1件、生き方17件、地域等での人間関係2件、家庭不和6件、職場での人間関係2件、その他23件となっています。その他については、子どもへの暴力や同居しない家族のトラブルに関する相談などがありました。年代別ですが、50代から60代の方からの相談が多い状況となっています。DV相談ですが、こちらは火曜日～日曜日に実施しているもので、火・水・金・土曜日についてはDV専門相談員にて実施しています。実人数は147人（女性143人、男性4人）延べ相談人数は380人、内訳として新規68人、継続205人、交際相手からの暴力10人、情報提供89人、通報8人となっています。そのうち、女性は376人（98.9%）、男性は4人で、圧倒的に女性が多い状況です。続いて、年代別ですが、DV相談については特に30代と40代が多い状況となっており、結婚、妊娠出産による、ライフステージの変化する時期や子育てがある程度落ち着いた

時期などのタイミングでDVが多い傾向となっています。住民基本台帳事務における支援措置が49件、これは被害者が居場所を知られたくない場合に住民票（徐票）、戸籍の附票（徐附票）の交付や閲覧制限を掛ける制度利用者です。配偶者暴力相談支援センター機能の1つに、相談証明の発行があります。これは使用用途が決まっており、例えば、児童手当の受給者（加害者）をDV避難者に変更、加害者（被保険者）の保険の扶養から脱退するため、年金番号変更を行うために必要な相談証明書の発行が3件、外国人の方からの延べ相談件数が23件、シェルター保護件数は0件となっています。裏面ですが、延べ相談内容件数は500件で、相談内容は、配偶者暴力185件、離婚問題65件、精神的問題16件、生活困窮6件、交際相手の暴力24件、家庭不和11件、その他160件となっています。その他については、病気に関することや養育困難のほか、相談証明がほしいといった相談などがありました。以上が相談実績となります。続いて、事前配布しています「男女平等推進情報そよかぜのNo. 45と46」をご覧ください。こちらは、男女平等推進情報企画編集協力員において、市の広報に9月と3月の年2回掲載する特集記事の企画、編集を市民と協働で行っており、令和2年度9月号広報へ掲載しました「身近に感じようあなたの人権」と3月号広報へ掲載しました「男女平等・共同参画社会を目指して」という資料となっております。それぞれ、各4回に及ぶ企画・編集会議を経て発行しているものです。また、「あさか女と男セミナー」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、協力員との会議は進めていきましたが、緊急事態宣言が発令されたことを受け残念ながら中止といたしました。それ以外では、男女共同参画週間でパネル展の開催、市民視点で捉えて執筆する男女平等推進コラムを広報に掲載、女性への暴力をなくす運動期間においてDV関連の統計や図書の啓発、性犯罪・性暴力対策として、指針やリーフレットを作成しての啓発など実施しました。昨年度、第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画を策定し、今後5年間において総合的、計画的に施策を展開していくこととしておりますので、引き続き、計画に沿い推進していきたいと考えております。以上です。

○栗山議長

それでは、事務局からの説明を踏まえた上で、何か御意見や御感想等を各委員からいただきたいと思っております。

○金子委員

DV相談を受けた男性が4人とのことですが、それぞれの年代を教えてくださいませんか。

○事務局（竹本）

4人それぞれの年齢は今すぐには分かりませんが、男性の相談においては30代40代が多い傾向となっています。

○小島委員

外国人の相談数が23件ということですが、日本語が話せない外国人の相談はどのように対応しているのでしょうか。

○事務局（竹本）

令和2年度の外国人の相談実績は23件ありましたが、実人数は5人でございます。5人が23回相談に来たということです。国籍はパキスタン、中国、ルーマニアの方でした。やはり日本語が話せない方もおりますので、ポケトークという翻訳機を利用しております。しかし、本心がどうなのかの意思疎通を機械に頼ってよいのかということが課題と考えております。その他、本庁には外国語対応可能な職員がおりますので、応援を要請したり、時間に余裕がある場合は、県の通訳も利用しております。

○上木委員

2点ほどお聞きしたいと思います。コロナ禍の影響による、特徴的な相談はありましたか。また、全国的にDVが増えているという報道がされている中で、朝霞市の現在の状況を教えてください。

○事務局（竹本）

DV相談の件数ですが、令和元年度606件で、令和2年度は380件でした。コロナによっての在宅ワーク、収入減等において、相談が増えるのではという懸念があり、体制を強化しておりましたが、本市においては、件数的には下がっております。特徴的な相談ですが、コロナ禍による夫が在宅なのでDV被害が生じているといった相談は、特にありませんでした。コロナ禍によって加害者が在宅のため、電話もできない、外にも出られないという状況が想定され、潜在的な被害者がいるのではとも考えられるので、引き続き周知啓発に力を入れていきたいと思っております。

○上木委員

女性総合相談についてはいかがでしたか。

○事務局（竹本）

女性総合相談についても、生き方や年金問題、飼っている動物のこと等で、特にコロナ禍において、家庭内がぎくしゃくしているというような相談はありませんでした。

○栗山議長

DVの相談においては、警察への相談も非常に多いのではと推測しておりますが、朝霞警察においては、コロナ前との状況の変化はありますか。

○坂本委員

具体的な数値は用意してきていないので、分からないのですが、あくまで私の主観としては、DVが周知されることによって、相談が増加しているのではと思います。ただ、コロナで増加したかという点、正直あまり感じていません。しかし、県内の傾向犯の認知件数が徐々に減少していく中で、DV事案が長期で見ると増加しているという状況にはありますので、相談しやすい環境になっているのではと思います。

○星名委員

女性総合相談の、相談内容別内訳で「生き方」というものがありますが、主にどのような内容の相談なのでしょう。

○事務局（竹本）

「生き方」という大きなくくりで記載しておりますが、例えば、夫を亡くし、年金生活で今後どのように生きていけば良いのかや、障害のある子どもとどう生きていけば良いのか等の相談があります。

○星名委員

友人で夫が在宅になり、生活の行動を全て監視されてしまうようになり、アドバイスを求められたので、女性センターへの相談を勧めたのですが、電話をかけることも来所することも難しい状況とのことでした。そのうち、夫から私とも連絡を禁止されたようで、現在、友人とは連絡が取れなくなりました。私の周り以外にもたくさんそういう方がいるのではと思いました。

○事務局（竹本）

そのような相談も多々あります。相談したくてもできない状況、やっとの思いで、

女性センターに来て、スマホの位置情報で監視されていて、今日は来られたけど、次回は来られないだろうとおっしゃる相談者もいます。今は国の方でも、SNS相談を24時間でやっております。深く間に入ってしまうと、相談を受ける方も辛くなってしまうので、女性センターをご案内していただきたいと思います。

◎ 議事2 令和2年度男女平等推進事業評価（案）について

○栗山議長

それでは、議事2「令和2年度男女平等推進事業評価（案）について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（竹本）

それでは、議事2、令和2年度男女平等推進事業評価（案）（朝霞市男女平等推進年次報告書（案））について、資料3をもとに説明いたします。朝霞市男女平等推進条例第11条では「市長は朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の事業等を評価しこれを公表するもの」とされ、また、第14条では、「施策の実施状況等について年次報告書を作成し公表する」こととしております。評価については、「市長が別に定める評価基準により行うものとする」とし、これに基づき、各課からの調査報告をまとめたものが男女平等推進事業の令和2年度事業評価（案）となっております。事業評価につきましては、7ページをご覧ください。朝霞市男女平等推進条例第11条第2項の規定に基づき、男女平等の推進に関する市の事業を「朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱」に基づき評価します。第3条（評価の方法）は、実施計画に定めている進行管理事業として位置付けたものについて、事業実施課が、第4条（評価の基準）に沿って評価し、事業実績や評価の根拠、今後の課題や方針を記述します。また、関連事業として位置付けた事業は、朝霞市総合計画実施計画における継続事業評価シートを基にし、男女平等の視点において、人権庶務課で実施状況を把握するものとしております。この評価の基準は、「主な施策ごと」に、評価を3段階で行います。Ⅰ大きな成果が得られた、Ⅱ一定の成果が得られた、Ⅲ成果が不十分だった、で評価します。11ページを開いてください。主な施策ごとに評価しますので、上から2行目「主な施策」①男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行うに対し、その下の進行管理事業として、二つの取組項目があり、一つ目「表現ガイド」の周知・活用と、二つ目男女平等の視点に立った表現の推進が人権庶務課担当と

してあります。この二つの取組項目を合わせた形で評価しています。進行管理事業に位置付けた事業は、人権庶務課が主となりますが、他に、健康づくり課、教育指導課、職員課がごぞいます。なお、令和2年度の評価結果は、Ⅰの大きな成果が得られたが11事業、Ⅱの一定の成果が得られたが13事業、Ⅲの成果が不十分だったがなしという評価になっています。

関連事業については、P38～46ページをご覧ください。男女平等の推進に寄与し関連する事業として、第5次総合計画実施計画上の事務事業を男女平等の施策に当てはめ、関連事業としています。そのため、総合計画の実実施計画に基づいた継続事業評価シートをもって、事業実績等の把握を行っています。ただし、継続事業評価シートでは、男女平等の推進に関する取組等が読み取れないため、関連事業担当課から、補助シート（男女平等の視点での取組や配慮、効果、課題や改善点）を提出していただき、男女平等の推進についてを補足し、施策目標ごとにまとめ、事業実績内容等を一覧として掲載しています。

続きまして、女性活躍推進法の基本方針に基づいた施策の評価について、P49ページをご覧ください。平成28年4月より施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の基本方針に基づき、男女平等推進行動計画実施計画で推進する各施策を当てはめたところ、34の施策が一体として推進できるものであると判断し、女性活躍推進法の市町村推進計画と位置付け、平成29年6月、第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画【改訂版】を発行し施策を展開してきました。女性活躍推進法基本方針に基づき、地方公共団体に関する施策を3つの柱立てにしています。一つ目は「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」で、①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等、②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置、③情報の収集・整理・提供及び啓発活動などの施策が当てはまります。二つ目は「職業生活と家庭生活の両立のための環境整備」で、①男性の意識と職場風土の改革、②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備などの施策が当てはまります。三つ目は「社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革」・意識改革や向上を推進するための施策が当てはまります。52ページをご覧ください。1「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」として、当てはまる下段にある主な施策ごとの男女平等推進事業評価（実績や課題、改善点等）を基に中段にある総評を人権庶務課で行っています。同じ

ようにP53と54ページの二つの区分での総評を行っています。P55ページ以降は、男女平等の推進体制といたしまして、令和2年度審議会開催状況、男女平等推進庁内連絡会議、幹事会、DV対策関係機関ネットワーク会議の開催状況を示しています。以上、事業評価の説明になりますが、委員の方々においては、男女平等推進事業における進行管理事業の評価や関連事業の記載内容、女性活躍推進法の基本方針に基づいた施策に関する総評について、捉え方や評価の仕方等に関して、ご意見やご提案等をいただきたいと思いますと考えております。各委員からご意見等いただき、再度見直しや精査等を行い、朝霞市の必要な基礎データ（男女平等に関する職員数等の統計）を前段部分に掲載し、朝霞市男女平等推進年次報告書（令和3年度版）を完成させ、公表する予定としております。また、この議事につきましては、5月19日に開催した朝霞市男女平等推進庁内連絡会議におきまして、委員からご意見等を反映した評価（案）となっています。以上で説明を終わります。

○栗山議長

それでは、事務局からの説明を踏まえた上で、何か御意見や御感想等を各委員からいただきたいと思います。

○磯山委員

令和2年度では全体で13がⅠの大きな成果が得られたとなり、11がⅡの一定の成果が得られたとのことですが、前年と比較してどうだったでしょうか。

○事務局（竹本）

令和2年度は事業実施課でイベント等を企画していても、コロナ禍で中止になってしまったもの等について、ⅠからⅡに評価が下がってしまうということがありました。しかし、工夫をしながら継続的にやってきたもの等は、ⅡからⅠに上がっている項目もありますので、全体的な数値としては、同程度の数値でありました。

○上木委員

18ページの進行管理事業に対する自己評価の課題及び今後の方針で、女性センターの認知は進んでいるものの、実際に足を運んでもらえるような企画や掲示を行うなど、周知啓発を引き続き行っていく、とありますが、実際の認知度はどのくらいのものでしょうか。若年層にも認知されているのでしょうか。

○事務局（竹本）

女性センターは平成25年1月4日に開所し、令和5年1月で10年を迎えること

になります。年月が経つにつれて、相談件数も徐々に増加し、中央公民館のフェスティバル等、人が集まる機会に「親子で一緒に男女平等を学んでいただく」といったようなテーマで、若年層向けのイベント等を開催するなどし、周知が図られてきているものと考えております。男女平等という人権問題に関しての周知は、目に見える成果というのは難しいのかと思いますが、継続的にこつこつとやることで利用者も増えてきているので、このような評価をさせていただきました。

○栗山議長

58ページにあるように、男女平等推進庁内連絡会議で、関連する担当課にて評価を行っているということです。朝霞市として男女平等推進において、どのような方向に進んでいるのかを確認することができます。膨大な資料なので、気づいた時点で構わないので、遠慮なく事務局へご連絡していただければよろしいのではないかと思います。

○小島委員

青少年育成市民会議にて毎年作文を募集していて、1,000通以上の応募があるのですが、その中で今年度初めて、自身がLGBTQだというカミングアウトや、友人がそうだという内容の作文がありました。それが言える状況になっているのは、メディア等の影響もあるでしょうけど、朝霞市がリーフレット等で、共感してあげてくださいというような啓発をした成果もあると思うので、13ページの評価はⅡからⅠでも良いのではと思います。

○事務局（竹本）

事業担当課からすると非常にありがたいお言葉です。まだまだいろいろとLGBTQ、性の多様性における課題はあると思いますので、今後も引き続き若年層を中心にした周知啓発は続けていきたいと思っています。

○金子委員

私も毎年作文の選考をしていますが、このような作品は初めてなので、非常に驚きました。

○栗山議長

評価、検証というのは非常に大切なことです。Ⅰ大きな成果が得られたというような項目に少しでも近づけるように、職員の皆様にも頑張ってください、各課で情報を共有していただいて、より多くの大きな成果が得られるように希望したいと思います。

す。

◎ 議事 3 第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（案）について

○栗山議長

それでは、議事 3 「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（案）について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（竹本）

議事 3 第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（案）について、ご説明させていただきます。資料 4 をご覧ください。平成 27 年度に第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画（平成 28 年度～令和 7 年度）を策定し、令和 2 年度に前期基本計画が終了することに伴い、後期基本計画を策定したところでございます。その後期基本計画を基に、より具体的に施策を展開していくための実施計画（案）となります。今回は、10 年計画の中間年ということもあり、これまで推進してきた事業を継続実施することの必要性が高いものと考え策定しています。前実施計画では、89 の事業立てで事業実施をしてきましたが、今計画は、95 の事業立てとし、進行管理事業が 51、関連事業が 44 としております。19 ページをご覧ください。施策目標 3 で掲げている「多様性の尊重と理解促進」を取り入れたことです。これは、社会情勢が強く影響しており、性の多様性について正しい理解を若年層から学ぶ必要性が極めて高いことから、これを推進していく計画としました。主な内容といたしましては、理解を深めるための情報発信、学校教育における推進、LGBTQ 当事者への配慮と今後の施策等の見直しなどを進めていくものとなっています。35 ページの指標・数値目標一覧表をご覧ください。各施策目標ごとに、二つの指標を掲げていることがわかるかと思えます。当初値として、平成 26 年度に実施した市民意識調査での値、右横は、令和元年度に実施した市民意識調査での値を掲載し、そして、5 年後の令和 7 年度目標値を掲げ、施策展開していくこととしています。目標値の根拠は、第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画書をご覧ください。例えば、45 ページの下段に、指標として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）を知っている市民の割合が記載しており、その表の下に「目標値の根拠」として、全ての市民へ周知することをめざして設定しているというようになっています。資料 35 ページに戻りますと、この計画から新たに取り入れた指標は、★印で示している指標

です。一つ目、SOGI（性的指向・性自認）については、令和元年度調査で、言葉や理解をしている割合が、かなり低い数値（14.3%）であることから、誰もが持つ性の指向や自身の性に対する認識について高めて行くことが必要であるため、性の多様性についての正しい理解をしてもらうために取り入れました。二つ目、男女平等の推進に関し、市民や事業所に対して周知啓発するだけでなく、市役所内部が積極的、かつ、率先し、モデルとなる事が求められていることから、指標に「市職員の女性管理職員の割合」について、新たに加えました。三つ目、地域のコミュニティが希薄化していること、これまでの性別による固定的役割分業意識が解消されていないこと、大規模災害時の安否に隣近所にどんな人が住んでいるのかもわからない状況では、強い地域防災力にはならないことなどを踏まえ、普段から地域活動に参加することの必要性は極めて高いことから、「自治会や町内会の活動に参加している人の割合」を指標にあげさせていただきました。また、これらの12の指標のうち、施策目標5にある二つの指標は、市役所内部から始めることとして、職員1人ひとりが率先して男女平等意識を持ち、結果を出すものとしております。昨年度と同様、今ある課題の解消はもちろんのこと、新たな課題や問題が発生した際には、市職員、市民、事業所への迅速な周知徹底を行い、誰もがいきいきとした暮らしができるような人権社会へ向け、実施計画に沿いながら施策展開してまいりたいと考えています。実施計画（案）に関する、ご意見やご感想をいただければと考えております。

以上となります。

○栗山議長

それでは、事務局からの説明を踏まえた上で、何か御意見や御感想等を各委員からいただきたいと思えます。

○金子委員

35ページの「市職員の女性管理職員の割合」という指標がありますが、女性管理職員は職員課が選ぶのでしょうか。それとも実績を見て選考されるのでしょうか。

○事務局（奥田）

管理職になるためには試験がございまして、筆記試験と面接試験があり、合格した職員が係長になり、その後、職務能力を鑑み、管理職に昇進します。

○金子委員

どんなに頑張っても、試験に合格しなければ管理職にはなれないということなのでしょうか。

○事務局（奥田）

まずは係長昇任試験を受験し、合格しなければなりません。係長から管理職である課長補佐になるのには、その職員の能力で昇任します。課長になるのには、再度、試験を受けて合格する必要があります。

○金子委員

そうすると、やはり男性の方が昇任は早いのでしょうか。

○事務局（奥田）

受験する職員の割合が男性職員の方が高いので、結果的に男性職員の方が昇任は早くなってしまうと思います。なお、性別で昇任の可否を判断していることはありません。

○金子委員

また別件ですが、青少年育成市民会議で「青少年を守り育成する家」のステッカーを作成して、市民に貼ってもらっています。それと同じように「女性の人権を守る家」というようなステッカーを作って、市民に協力してもらうようお願いすることはいかがでしょうか。女性の駆け込み寺のようにDVを受ける女性の逃げ口になると思いますし、そこを通る女性が安心できるようになると思います。こちらは私の意見です。

○栗山議長

施策の方向6-2地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進で、35ページに自治会や町内会の活動に参加している人の割合という指標があります。現在、自治会、町内会に加入している人は非常に少なくなってきており、加入者は5割いるのかどうかだと思います。その限られた人数の中での目標25%は現実的には非常に難しいと思います。現在、朝霞は人口が増加していて、これはマンションが多く建設されていることが原因です。そういう性質もあり、朝霞という町は、町内会や団体で何かやるということが非常に難しい地域だと思いますが、事務局の見解を教えてください。

○事務局（竹本）

地域活動に参加する人の割合を増やしていくという趣旨があります。地域活動といってもいろいろありますが、自治会、町内会の加入の割合は、一つの指標として数値

が計れることから、自治会、町内会への参加を促していくことを目標としております。地域活動への参加が増えて行けば、ここの数値も少しずつ上がっていくのではということで、指標として取り上げております。

○金子委員

24ページの人権啓発推進事業において、「講演会等を通じて学校、地域、職場などでの人権教育の推進を図る。」とありますが、若年層向けに女性の人権を守る講演会等を行うと非常に良いのではと思います。今後、そういった計画はありますか。

○事務局（竹本）

女性センターの取組として、中学生向けに、生涯学習・スポーツ課のおとどけ講座に登録しています。リプロダクティブヘルス・ライツの概念を理解していただいた上で、関係性が崩れるとデートDVにつながるということを、スマホを通じて実体験できる講座として、職員が市内の中学校に行き実施しています。生徒が実体験できる講座で、生徒にも男女平等の意識を持ってもらうのに非常に良い講座だと思っています。

◎ 議事4 各種リーフレットについて

○栗山議長

それでは、議事4「各種リーフレットについて」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（三井）

まずは「性犯罪・性暴力にあわないために」のリーフレットについて、ご説明させていただきます。社会では、性犯罪・性暴力被害の方が声を上げ、暴力の根絶を訴えるフラワーデモが全国に広がるなど、性犯罪・性暴力の根絶を求める声が高まっています。このため、令和2年度から令和4年度までの3年間を「性犯罪・性暴力対策集中強化期間」として、取り組みを強化することとし、内閣府・警視庁・法務省・文部科学省・厚生労働省による会議において、令和2年6月11日「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を取りまとめました。その根絶に向けて、誰もが、「性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」よう、社会全体でこの重篤な人権侵害について、関係機関と連携し、実効性ある取組が必要とされています。内閣府特命担当大臣のメッセージの表面の最期には、「性暴力はあってはならない」という認識を社会全体に広げていくことがとても大事である」とあり、「性暴力は一つある

だけでも多すぎる」という考えの元、誰1人取り残さない社会の実現に向け進めています。令和元年度警察庁の統計によれば、子どもの性被害状況は、令和元年度、児童買春428件、児童ポルノ671件、強姦性交等49件、略取誘拐46件など2,082件にも及び1,845件がスマホ（SNS）に起因する事犯となっています。若年化しており、10歳代前半にまで被害が及んでいる状況です。DV防止法の配偶者やパートナーといった親密な関係にある方からではなく、知人や友人、親、全く知らない人等からのレイプやリベンジポルノ、JKビジネス、SNSを利用したネット被害の性犯罪・性暴力が主な対象としております。ところで、皆様の周りで、性犯罪・性暴力被害を受けた方を知っている、受けそうになった、被害者から相談されたことがある等、今まであるでしょうか？ニュースやネットで見ることであっても、身近に感じていることは少ないかと思えます。ただ、被害を受けたとしても訴えることや相談することができない方も多くいると思えます。日本の社会が相談しにくい環境下であることも一つの要因かもしれません。性犯罪・性暴力被害は、この情報化時代の中で、インターネットやSNSを利用して、裸の写真が流出することや素性もわからない人と出会ってしまうことで、事件事故につながるものが非常に多い状況です。非常に懸念されるのは、小中学生の若年層にまで、性別を問わず、性犯罪に巻き込まれ、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。また、被害者本人だけでなく、家族までが精神的に苦しむことにもなり、その根絶は待たなしの課題となっています。今回、女性センターでは、小学校高学年・中学生を主な対象とした、「性犯罪・性暴力にあわないために」と題した、リーフレットを作成しました。若年層に広がる性犯罪・性暴力に対する意識を教育過程で身に付け、「加害者・被害者・傍観者」にもならない啓発を行い、意識醸成を図る目的としています。では、リーフレットをご覧ください。まず、イラストを多く使い、犯罪に巻き込まれやすい場面と相談できない心理状態になりがちであることを伝え、2ページでは、犯罪が多い場所、性暴力の認識として、プライベートゾーンを主に、どんなことが被害になるのか、また、「NO、イヤ」と言っていること、加害者になってしまいうまに、「イヤ」と言われたり、拒否されるような場合は手を出したらいけないことを掲載しています。3ページでは、未然に防ぐために、インターネットやメッセージアプリ編ということで、インターネット、スマホは便利である一方で、危険が多くあることをお伝えしています。また、若年層への被害拡大を統計上に表わすなどし

ています。4ページでは、「被害に遭いそうなとき、遭ってしまったとき」悪いのはあなたではないというメッセージと、緊急時の110番、ワンストップ支援センターなど専門の相談機関を掲載し、人権擁護局のホームページにリンクするQRコードをつけています。庁内の各課の既存事業の中で、こういった啓発、犯罪の起きないための環境改善、関係機関が集まり会議体での周知、市職員向けの人権研修会での周知等、できることから行うよう、市として進めていくこととしております。

続きまして、防災防犯マニュアルカードについてご説明いたします。昨今、日本全国で大規模な自然災害が起き、甚大な被害が生じています。本市もいつ大規模な災害が起きてても不思議ではないため、平時からの準備が必要とされています。今回、女性センターが考える、平時準備の一つとして、避難所生活が中長期に及ぶと、性犯罪・性暴力、DVなどの事件・事故が発生することが過去の他自治体の経験から分かっていることから、その教訓を活かすため、被災者向けに手渡しする「避難所運営における防災防犯マニュアルカード」、「女性やこどものための防災防犯マニュアルカード」を避難所に来た被災者に配布することで、被災者が二次被害を受けることがないように、また、起こさないよう、避難所の安全安心な環境と運営づくりを行うことが必要であることから作成しました。さらに、帰宅困難者向けのマニュアルカードについても、事前配置し、市民の意識醸成を図ることを目的に作成しました。簡単に1つずつ説明しますと「避難所運営における防災防犯マニュアルカード」では、みんなの声、相談を受けたら、意見を集めよう、守ろう、防ごう、作ろうをタイトルとした内容になっており、裏面には、避難所チェックシートを掲載しています。「女性や子どものための防災防犯マニュアルカード」では、知る、相談について、参加する、防ごう、被害に遭ったら、被害者の方へをタイトルとした内容になっており、裏面には、「避難所・避難先では、性被害・性暴力、DVなどが発生するリスクが高まります。というチラシを掲載しています。「女性のための帰宅困難マニュアルカード」では、帰宅する？しない？、常備品、相談、災害時帰宅支援ステーション、安否確認、災害用伝言ダイヤルなどとし、裏面には、「ひとりで悩まず、相談してください」と題したチラシを掲載しています。このマニュアルが読売新聞と埼玉新聞に掲載され、広く周知することができました。掲載された後、他市、他市民からの反響がある状況です。皆様も、ぜひ、一読していただければと思います。女性視点の防災に関しましては、引き続き、平時の準備として、継続的に女性センターでできる可能な範囲で準備してい

くこととしています。

○栗山議長

それでは、事務局からの説明を踏まえた上で、何か御意見や御感想等を各委員からいただきたいと思います。

○久慈委員

防災防犯マニュアルカードは、とても持ち運びしやすく、良くできていると思います。

○土佐委員

私もとても良いと思います。最近ではコロナもあるので、避難場所も分散するようにと言われています。朝霞は幸いにも災害があまりないのですが、何かあったときの結束力はないのではと危惧しています。また、一時的にもマンションの上に避難させてもらえるように、町内会で交渉しているところもあるようです。朝霞は今まで大きな災害に見舞われたことはないのですが、そういうことも必要ないのかなとは思いますが、避難場所でもマニュアルカードを配ってほしいと思います。

○栗山議長

マニュアルカードの裏を見ると、一番上に朝霞警察と出てきます。坂本委員はこのカードについてどう思われますか。

○坂本委員

サイズが良いと思います。普段から持ち歩いて、何かあったときにすぐに出せるので非常に良いと思います。

○上木委員

状況ごとにそれぞれ困るであろうことをカードにするのは、非常に使いやすく良いと思います。

○磯山委員

良いものを作っていただいたので、できるだけ市民の方にたくさん配布するようにしていただけたらと思います。

○星名委員

私も非常に良いものだと思います。ただ、本日、3種類あることに初めて気づきました。防災防犯マニュアルカードという名称が「女性や子どものための防災防犯マニュアルカード」と「避難所運営における防災防犯マニュアルカード」と2つあるので

少し分かりづらいかと思いましたが、文字の色を変えたりしたら、もっと分りやすいかなと思いました。

○小島委員

こちらを常に持ち歩くといっても、入れているバッグを持っていないこともあると思うので、防災備蓄倉庫等に入れておいていただいて、避難してきた方にも配ったり、目立つところに貼っていただくなどしていただくと良いと思います。

○金子委員

小さくて持ちやすく、バッグにも携帯できるので、素晴らしいと思っています。人に差し上げたい時はどうすればよいですか。

○事務局（竹本）

マニュアルカードについては各3,000部印刷しております。防災防犯マニュアルカード2種類については、避難所における性犯罪、性暴力、DV等が主に記載されていることから、朝霞市内の小学校10校の防災備蓄倉庫に、既に配置済みでございます。もう一つの帰宅困難マニュアルカードについては、東日本大震災があったときに朝霞市民も帰宅困難者が多くいたということから、市民に活用していただけるように、各公共施設に配置をしております。防災防犯マニュアルカードについては防災備蓄倉庫のみのため、今後、より多くの市民の手に届くよう考えていきたいと思えます。

○栗山議長

貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきます。

◎ その他

○事務局（佐々木）

本日、ご審議いただいた議事（2）と（3）につきましては、ご意見等いただいた内容を再度精査し、「令和3年度版年次報告書」の発行並びに、「男女平等推進行動計画実施計画書」を確定する予定でございます。最後になりますが、令和3年7月14日で皆様の委員として任期が満了となります。臨時的な会議がなければ、本日の会議が最後となるかと思えます。この2年間、計画策定に関する事など、男女平等推進に関する貴重なご意見等いただきましたこと、誠にありがとうございます。委員を

離れましても本市男女平等施策について、ご協力等いただきたくお願い申し上げます。また、新たな審議会委員につきましても、すでに公募や関係機関への推薦依頼等進めているところでございます。

◎ 閉会